

○原子力規制委員会告示第 号

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和元年原子力規制委員会規則第 号）の施行に伴い、核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二号）は、廃止する。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

附 則

この告示は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（令和元年 月 日）から施行する。